

令和8年度 丹波市若年がん患者の在宅療養支援事業

丹波市健康課

丹波市では、若年者のがん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して暮らせるよう、在宅サービスにかかる費用の一部（訪問介護、福祉用具等貸与、特定福祉用具等購入、相談）を助成（償還払い）します。

1 助成を受けることが出来る方（①②どちらも当てはまる方）

- ①利用申請からサービスの利用及び請求時のすべての期間において丹波市に住民票がある方
 - ②18歳から40歳未満の方で、治癒を目的とした治療を行わない末期のがんと医師に診断され、在宅での生活に支援や介護が必要な方
- ただし、18歳から20歳未満で小児慢性特定疾病医療費助成制度の利用をしていない方
- * 所得制限はありません。

2 サービス内容

1) 訪問介護（ホームヘルプサービス） * 週に3回まで

- ①身体介護（食事、入浴、清拭、排せつ、体位変換、移動、服薬等の介助）
- ②生活援助（調理、洗濯、掃除、買い物等の介助）
- ③通院、外出介助
- ④訪問入浴介護



2) 福祉用具等の貸与

- ①車いす
 - ②車いす附属品で①と一体的に使用するもの
 - ③特殊寝台
 - ④マットレス、サイドレール等で③と一体的に使用するもの
 - ⑤床ずれ防止用具
 - ⑥体位変換器
 - ⑦手すり
 - ⑧スロープ
 - ⑨杖
 - ⑩歩行器
 - ⑪移動用リフト
 - ⑫自動排泄処理装置
 - ⑬点滴台
- * ⑦⑧⑪は工事を伴わないもの

3) 相談助言



4) 特定福祉用具等の購入

- ①ポータブルトイレ（腰掛便座）
- ②入浴補助用具（入浴用いす等）
- ③簡易浴槽
- ④自動排泄処理装置の交換可能部分
- ⑤移動リフトの吊り具の部分
- ⑥電気式たん吸引器
- ⑦ネブライザー（吸入器）

3 利用上限額、市助成額、自己負担額

内 容	利用上限額（※1）	市助成額	自己負担額（※2）
上記1）～3）	合算して60,000円/1か月	それぞれ、利用額の9割相当（※3）	それぞれ、利用額の1割相当
上記4）	100,000円/1人		

※1：利用上限額を超える額は、自己負担となります。

※2：生活保護受給世帯の方は、証明する書類を提出いただくことで、自己負担額を免除します。

※3：1円未満の端数が出た時は切り捨てします。

★計算例（自己負担1割の場合）：利用額53,555円

・市助成額：53,555円×0.9＝48,199.5円≒48,199円（償還払い）

・自己負担額：53,555 円 - 48,199 円 = 5,356 円

4 流れ

1) 利用の申請 ★申請先：丹波市健康部健康課（健康センターミルネ 2 階）

・下記の書類を添えて申請してください。 ③について市の公簿等で確認できる場合、同意により省略可

- ①丹波市若年がん患者の在宅療養支援事業利用申請書
- ②主治医意見書 *主治医意見書の作成料は、申請者で負担
- ③住所が確認できる書類（住民票等）、生活保護世帯の方は、証明する書類

2) 申請内容の審査、利用決定承認（又は不承認）の通知【市】

3) 利用を開始 ★各自でサービス提供事業所や福祉用具等販売業者に連絡、契約

*利用決定を受けた日以降に利用されたサービスや購入された物品が対象になります

4) 助成金の申請（請求） ★申請先：丹波市健康部健康課（健康センターミルネ 2 階）

・サービス終了後または購入後すみやかに、下記の書類を添えて申請してください。

（申請者（請求者）は、利用者または家族の方に限ります）

- ①丹波市若年がん患者の在宅療養支援事業助成金交付申請書兼請求書
（口座名義人は申請者（請求者）と同一の方とします）
- ②住所が確認できる書類（住民票等） 市の公簿等で確認できる場合、同意により省略可
- ③振込先口座の通帳のコピー等口座番号が確認できるもの
*訪問介護や福祉用具等貸与の場合（月ごとのサービス終了後の申請も可）
- ④事業所発行の領収書及びサービス内容や回数、個別の金額がわかるもの
*特定福祉用具等購入の場合（上限に達するまで 1 回ごとの申請も可）
- ⑤購入した物品の領収書及び内容のわかるもの

5) 申請（請求）内容の審査、口座振り込みによる助成金の支払い【市】

【お問合せ先】 丹波市 健康部 健康課

〒669-3464 丹波市氷上町石生 2059 番地 5 丹波市健康センターミルネ 2 階

Tel：0795-88-5082 Fax：0795-88-6315 E-mail：kenkou@city.tamba.lg.jp



【がんに関する相談窓口】

『がん相談支援センター』は、国指定・県指定がん診療連携拠点病院等に設置されており、がんに関する詳しい相談員が、患者さんやご家族と一緒にがんの治療や療養生活全般の質問や相談に応じています。相談は原則無料で、その医療機関に通院していなくてもがんに関する相談は利用できます。

●近隣のがん相談支援センター

兵庫県立丹波医療センター 代表：0795-88-5200（月～金 9時～17時）国指定

北播磨総合医療センター 代表：0794-88-8800（月～金 8時30分～16時）国指定